

2025 木曽町

生活応援 商品券

有効期限が
迫っています!



お急ぎ
ください!

有効期限
令和7年

10月14日 火
まで!

お手持ちの木曽町生活応援商品券は
必ず期限内にご利用ください。

購入された方は、お早めにご利用ください。

期限を過ぎますと、木曽町生活応援商品券として利用出来ません。
払い戻しも出来ませんので、ご了承ください。



お問合せ先

木 曽 町 商 工 会
木曽町役場観光商工課

TEL 0264-22-3618
TEL 0264-22-4285





木曾福島支所	福島6305番地	24-3777
日義支所	日義1600番地1	26-2283
開田支所	開田高原末川2797番地	42-3388
三岳支所	三岳6311番地	46-2117

住民の皆さんと一緒に
「地域の支え合い」を考えるために...



今年度のボランティア講座は、「ミニミニボランティア発表会」を開催しました。

講師に全国コミュニティライフサポートセンターの宇城絵美さんをお招きし、日々の暮らしの中にある地域の方のちょっとした困りごとを「ミニボランティア」としてお手伝いしてくれているボランティアさんに、「どんなお手伝いをされているのか」、「お手伝いをするようになったきっかけ」など活動に至る経緯や現在の様子についてインタビューさせていただきました。インタビュー後は参加者全員がグループに分かれて座談会を行い、参加されたお一人お一人からもお話を伺いました。

木曽町社協では、安心して暮らせる地域づくりのために、ゴミ出しなどご自身の生活にプラスしてできる「ミニボランティア」をしていただける方を募集しています。ミニボランティアについて興味・関心のある方は木曽町社協（☎26-1116）までご連絡ください。

「信州ねんりんピック」が開催されます！

文化・芸術活動を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを増進し、社会参加に対する理解と幅広い交流を深めることにより、明るく活力ある長寿社会の実現を目的とした「信州ねんりんピック」が今年度は木曽町を会場に行われます。お誘いあってお気軽にご参加ください。

＜文化・芸術交流大会 in 木曽＞

日時 11月8日(土) 10:00～14:10

会場 木曽文化公園文化ホール

内容 ｽｰﾌﾞ 発表・式典・講演・交流ひろば

講演 講師：三宅民夫氏(元 NHK アナウンサー)

＜長野県シニア作品展＞

日時 11月7日(金)～11月8日(土)

9:30～17:00

会場 木曽町文化交流センター

お問い合わせ先 長野県長寿社会開発センター

TEL 026-226-3741

マナーセミナー開催のご案内

止まらない物価高やガソリン代の高騰、令和の米騒動など家計を圧迫する問題は山積みです。今回は、初心者向けに、家計のやりくりや家計の見直し、お金を貯めるコツについてなどわかりやすくお話していただきます。お気軽にお越しください。

日程 10月4日(土) 10:30～12:00(受付 10:00～)

場所 木曽町文化交流センター 2F 大会議室(木曽町福島 5129)

講師 振田 仁氏(大桑村在住、経営ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ、国際ｺｰﾍﾟﾚｰｼｮﾝ)

参加費 無料

お問い合わせ先 木曽町社協 生活支援課(☎26-1116)



★フード&ライフドライブにご協力ください！★

受付日時：令和7年10月14日(火) 13:00～15:00まで

受付場所：木曽町社会福祉協議会本所(日義公民館2F)



フード&ライフドライブとは、食品だけでなく日用品なども受け付け、廃棄ロスを削減し、必要とする人々に支援することを目的としています。今年度、木曽町社協では毎月このフード&ライフドライブを実施します。

＜受付できる食料品・日用品＞

①常温保存可能なもの ②未使用・未開封のもの ③賞味期限が1カ月以上のもの

④商品説明が日本語表記のもの(例：お米、缶詰、インスタント食品など)

⑤ご家庭で育て、食べきれない野菜

*ご協力いただける方は、受付日に受付場所までお持ちください。こちらまでお持ちいただくことが難しい場合は取りに伺いますので、木曽町社協生活支援課(☎26-1116)までご連絡ください。



★★★心配ごと相談所開催のお知らせ★★★

日時：令和7年10月15日(水) 13:00～16:00まで

場所：日義 農村環境改善センター(木曽町日義1620-1)

お申し込みは
木曽町社協
☎26-1116まで

主な相談内容：法律相談(司法書士)・心配ごと相談(日義地区民生委員)・行政相談・人権相談

◎法律に関する相談については、予約が必要となります。

法律に関する相談を希望される方は、10月14日(火)までに、お申し込みください。

また、木曽町社協では、松本弁護士会をはじめ、民生委員、行政相談委員、人権擁護委員、まいさぽ木曽と連携しながら、相談所以外でも相談を受け付けます。